

## 特別委員会活動報告

2月定例会初日に、河川環境保全対策特別委員会から調査活動について、委員長より中間報告があり、了承された。報告の概要は次のとおりである。

### 河川環境保全対策

1月31日に関係部課長の出席を得て、小原産業廃棄物最終処分場問題、蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄並びに河川事業の現況について報告を受けた。

委員会の冒頭、去る1月19日仙台高等裁判所において判決言渡しがあった小原産業廃棄物最終処分場に係る「農振法に基づく開発不許可処分取消請求控訴事件」について、副委員長、期成同盟会長とともに裁判を傍聴し、1審の判決を覆し、宮城県が勝訴したことを報告した。その判決を受けて、23日には市長、議長、期成同盟会長とともに村井知事と面会し、御礼の挨拶と今

後の協力について要望したことを報告した。

最初に、小原産業廃棄物最終処分場問題については、(株)南蔵王エバグリーンが宮城県を相手取り仙台地方裁判所に提訴した「農振法に基づく開発不許可処分取消請求控訴事件」に係るこれまでの経過、その後市が控訴審に補助参加した経緯並びに1審、2審の判決要旨を比較しながらの詳細な説明を受け、今回の仙台高等裁判所の判決は、1審の判決を取り消し、業者の請求を棄却するとともに、訴訟費用については、補助参加によって生じた費用を含め、1、2審とも業者の負担とするものであった旨、報告を受けた。また、最高裁判所への上告の期限が2審の判決後2週間以

内であるが、(株)南蔵王エバグリーンはほぼ間違いなく上告するだろう、との説明があった。

次に、蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄については、昨年2月議会では報告した大網前の鶏舎2棟に一時仮置きした汚泥について、県は、平成17年2月、業者に改善計画を提出させたが、処分業者は見つかったものの、処分費用がないことから、自己所有地の売払金で汚泥の処分を予定している、とのことであった。しかし、土地購入者が代金未納のため、汚泥の処分ができない状況であり、また、土地購入者との間に民事裁判を起こしており、一時仮置きのままになっている旨、県から報告を受けている。このような状況を踏まえ、今後汚泥が早期に適正に処理されるよう県に働きかけていきたい、との説明があった。

次に、河川事業の現況については、昨年8月25日から26日にかけて台風11号の影響で大きな被害をもたらした大太郎川及び平家川の現地調査を実施し、今後の改修事業について報告を受けた。まず、大太郎川の改修については、施行延長584メートルを平成17年度から平成19年度の3年間で事業費1億4千900万円をかける施工する予定である。なお、昨年の11月17日に深谷公民館で開催された地元説明会では、地権者などの出席者から、今回の大きな被害を受け、一日も早く改修工事を進めて欲しい旨要望が出された。また、2月15日には、深谷公民館で地権者に用地説明会を開催する予定である、との報告があつ



台風11号による被害があつた大太郎川

た。また、平家川の改修については、森の川と合流する第1期工事400メートルについては、測量設計を終えていることから、用地交渉を進めている。施工については、3年間で予定している。大泉記念病院、磐梯ドライブイン付近の1千170メートルの施工については、まだ測量設計もされていない状況にあるが、施工は7年間を予定している。なお、昨年11月22日に深谷公民館で自治会長など関係者に説明会を開催し、事業スケジュールの概要を説明している、との報告があつた。

本特別委員会としては、今後とも、小原産業廃棄物処分場問題及び蔵王・三住地区における産業廃棄物不法投棄については、状況の変化に注視し、市と一体となって関係機関に強く働きかけていくことを確認した。また、白石川を含めた大太郎川、平家川等の中小河川の改修促進のため、情報収集や市と一体となった活動を実施していくことを確認したところである。